法定外公共物等境界確定事務要領

```
平成26年4月1日
平 成27年4月1日
平 成27年4月1日 — 部改定
令和2年4月1日 — 部改定
令和3年4月1日 — 部改定
章 準 市
```

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、草津市道ならびに法定外道路及び法定外水路等(以下「市有地」という。)に 係る境界確定等の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の範囲)

- 第2条 この要領において取扱う事務の範囲は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 道路法(昭和27年法律第180号)の適用を受ける道路の用に供されている土地(以下「道路用地」という。)と隣接する土地との境界の確定。
 - (2) 草津市法定外公共物管理条例(平成17年条例第11号)に規定する法定外道路および法定 外水路(以下「法定外公共物用地」という。)と隣接する土地との境界の確定。
 - (3) 草津市が認定した、道路法(昭和27年法律第180号)の適用を受ける道路の用に供されている道路の範囲(以下「道路区域」という。)の確認。
 - (4) その他の所管する市有地と隣接する土地の境界の確定。

第2章 境界確定事務

(境界確定申請)

- 第3条 市有地に隣接する自己の所有する土地(以下「申請地」という。)と境界が明らかでないために、境界確定協議をしようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1号による申請書を市長に提出するものとする。
- 2 申請書の提出部数は1部とする。

(費用の負担)

第4条 境界確定に要する費用は、全て申請者の負担とする。

(申請者の範囲)

- 第5条 申請者は市有地に隣接する土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定めるところによる。
 - (1) 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散または倒産している場合は、清算人または破産管財人とする。
 - (2) 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員を原則とする。ただし、やむを得ない場合には、相続人のうち1名でも申請することができる。
 - (3) 申請地が共有の場合は、共有者全員とする。ただし、やむを得ない場合には、共有者のうち 1名でも申請することができる。
 - (4) 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合は申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ、法定代理人が併記押印して申請する。
 - (5) 申請地が信託財産の場合は、委任者および受託者両者の連名申請とする。なお、この場合は

信託原簿の写しを添付する。

- (6) 申請地が、公図に筆界の表示がな(以下「プラス表示」という。)場合は、プラス表示全 ての土地所有者とする。なお、プラス表示全ての土地所有者からの申請が困難である場合は、 申請書提出までに公図訂正を行う。
- 2 前項の規定に関わらず、土地所有者から委任を受けた者が、土地所有者に代わって申請を行うと きは、その受任者が申請書に委任状を添付のうえ委任状記載の事務を行うことができる。ただし この場合の委任状は土地所有者の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付したものでなければなら ない。
- 3 申請地の土地の登記事項証明書に、所有権移転仮登記の記載がある場合は、権利者の同意を求め る。
- 4 公共事業施行のため境界確定を必要とする場合は、前各項の規定に関わらず、施行主体の官公署が申請者となることができる。

(境界確定申請書の添付書類)

第6条 境界確定の申請書に必要な添付書類は次のとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) 不動産登記法(平成16年法律第123号)に規定する地図または地図に準ずる図面(以下「公図」という。)
- (3) 現況平面図
- (4) 地積測量図
- (5) 横断図
- (6) 隣接土地所有者一覧表(様式第2号)
- (7) 申請地の全部事項証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類(相続関係図等)

(事前調查)

第7条 市長は、申請書に添付されている書類の内容について審査を行い、境界確定協議を行うにあたって必要な調査を行う。

(立会時の調整)

第8条 申請者は、現地立会の日時その他必要な事項を市長と調整するものとする。

2 申請者は、同時に現地立会が必要と認められる利害関係人その他参考人等に対して、立会を依頼するものとする。

(立会人の必要範囲)

第9条 現地立会は、申請地の土地所有者および利害関係人が行なうものとする。ただし、申請地の土地所有者が次の各号に該当する場合は、それぞれ各号の定めるところによるものとする。

- (1) 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散または倒産しているときは、清算人または破産管財人とする。
- (2) 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただし、遺産分割協議等で相続人が

特定されているときは、その相続人とする。なお、この場合は、戸籍謄本、遺産分割協議書等 の相続関係を証明する書面を提出する。

- (3) 申請地が共有の場合は、共有者全員とする。ただし、区分所有建物の敷地の場合で、共有者全員で立会することが困難なときは、管理組合等の規約に基づき定められた代表者とする。この場合は、管理組合等の規約の写しまたは境界確定を行う権限を有する代表者であることを決定した総会等の議事録の書面を提出する。
- (4) 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合はその法定代理人とする。
- (5) 申請地が信託財産の場合は、委任者および受託者の両者とする。
- 2 現地立会時に立会を求める利害関係人は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 申請地の両隣又は隣の片側の土地が市有地で離隔が4メートル未満の道路法の適用を受ける 道路又は法定外公共物用地等の場合は、その市有地の隣の土地所有者。ただし、離隔4メート ル以上の確定又は4メートル以上あることが明確である場合はこの限りではない。
 - (2) 境界確定を行なう市有地を挟んだ申請地の反対側の土地(以下「対側地」という。)の所有者。ただし、市有地が離隔4メートル以上の道路法の適用を受ける道路用地、もしくは法定外公共物用地及び市有地であって、対側地に離隔4メートル以上の確定又は4メートル以上あることが明確な場合は、対側地の所有者の同時立会を省略することができるものとする。
 - (3) 申請地の両隣および対側地の土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただしやむを得ない場合は、相続人代表とすることができる。この場合は、相続人代表者であることが確認できる書類を作成し、土地家屋調査士等が事実と相違ないことを記載して署名、押印したものを添付することとする。
 - (4) 対側地及び両隣又は隣の片側の土地がプラス表示の場合は、原則として、公図訂正を行い、 利害関係人を特定することとする。やむを得ず公図訂正が困難である場合は、プラス表示全て の土地所有者とする。
 - (5) 対側地が公図混乱の場合は、原則として、公図訂正を行い、利害関係人を特定することとする。やむを得ず公図訂正が困難である場合は、公図上の地権者および現状の土地所有者とする。
 - (6) 第5条第3項に規定する権利者とする。
 - (7) 利害関係人は前項各号を準用することができる。
- 3 現地立会は、土地所有者、利害関係人のほか、次の各号に規定する者を参考人として同時立会を 求めるものとする。
 - (1) 町内会長。
 - (2) 必要がある場合は、水利組合関係者、古くからの地域の事情に詳しい地元古老等。

(不調事案)

- 第10条 申請者と境界の確認が得られなかった場合は、不調とする。
- 2 申請者と境界の確認ができたが、第9条第2項に規定する立会人の承諾が得られなかった場合は 不調とする。ただし、次の各号に該当するときは境界の確定をすることができる。
- (1) 申請地に隣接する土地所有者から承諾が得られない場合で、申請地の隣接地との境界に接しない地点までを一部確定するとき。
- (2) 境界確定を行う市有地が法定外公共物等で、申請地の対側地側の境界が既に確定済みであり、

離隔4メートル以上が確保できるとき。

- 3 公図が混乱しており、現地と位置関係が相違する場合または位置関係が把握できない場合は、次 の第11条に規定する場合を除き不調とする。
- 4 申請時から確定日までの間に申請地の土地所有者に変更があった場合は不調とする。ただし、新 しい土地所有者が境界確定申請書の継続を希望することが確認できた場合はこの限りではない。
- 5 現地立会後1年以内に境界確定協議書の提出がない場合は原則として不調とする。ただし、再立会を行い境界が確定できた場合はこの限りでない。

(公図が混乱している場合の処理)

- 第11条 申請地のある地域の公図が混乱しており、現地と位置関係が相違する場合、または位置関係が把握できない場合で、次の各号に該当し市長が特に認めるときは、第10条第3項の規定に関わらず、境界の確定を行うことができる。
- (1) 申請地又は申請地の隣接地及び対側地がプラス表示で、プラス表示地域内の関係土地所有者全てが現地立会時に同時に立会し、その境界確認に承諾が得られた場合。
- (2) 申請地の地番がプラス表示で、プラス表示地番の土地所有者全てが申請地と同一所有者である場合。
- (3) 市有地のみがプラス表示の場合。

(法定外公共物の最低幅員)

- 第12条 法定外公共物等の境界確定については、次の各号に規定する基準の幅員を必要とする。
 - (1) 公図上、草津市の市有財産が法定外道路単独の場合は0.9メートル以上とする。また、盛土形状の場合は、法敷を別途確保する。
 - (2) 公図上、草津市の市有財産が法定外水路単独の場合は0.6メートル以上とする。ただし、両側に泥上げ場を確保する。
 - (3) 公図上、草津市の市有財産が法定外道路と法定外水路とが平行に隣接して並んでいる場合は 1.5メートル以上とする。
 - (4) 地元所蔵古図、字限図などで取り決めがある場合は、その都度協議する。
- 2 道路用地が法定外道路、法定外水路のみで供されている場合、前項の基準に準ずるものとする。

(境界確定協議書の作成及び提出)

- 第13条 申請者は市長と境界確定の協議が整ったときは、申請書ごとに次の各号に規定する境界確 定協議書を作成するものとする。
 - (1) 境界確定の協議が整った市有地に隣接する土地(以下「確定地」という。)は、様式第3号による確定協議書。
 - (2) 確定地が本市の所有する土地の場合は、様式第12号による土地境界確認書。
- 2 境界確定協議書の作成部数は原則として草津市保管分として1部、申請地の土地所有者保管分1 部とする。ただし、確定地の土地所有者が複数の場合は、土地所有者保管分として土地所有者の 人数分を作成することができるものとする。
- 3 公共事業施行のため境界確定が必要な場合は、前項の規定に関らず公共事業の施行主体の保管分として、境界確定協議書を1部追加して作成することができるものとする。

- 4 境界確定協議書への申請地の土地所有者の記名押印は、確定地の土地所有者全てが記名し実印を押印しなければならないものとする。ただし、確定地の土地所有者が第9条第1項各号に該当する場合は、それぞれが定める者全てが記名のうえ、実印を押印しなければならないものとする。申請者が公的機関の長の場合、印鑑証明書の添付を省略できるものとする。その場合、隣接土地所有者(乙)欄に公共事業施行者として押印が必要となる。ただし、土地改良区はこの場合に該当しない。
- 5 作成した確定協議書は、次の第14条第1項に揚げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(境界確定協議書の添付書類)

- 第14条 境界確定協議書には次の書面を添付のうえ袋綴じし、第13条第4項に規定する者全てが 割印するものとする。
 - (1) 印鑑登録証明書
 - (2) 承諾書(様式第4号)
 - (3) 位置図
 - (4) 法務局備付公図及び合成公図(公図が複数の場合)
 - (5) 現況平面図(協議により確定した線を「官民境界」と標記したもの)
 - (6) 横断面図
 - (7) 隣接土地所有者一覧表(様式第2号)
 - (8) 測点図又は座標点リスト(街区基準点を原則とする)
- 2 前項に定める図面の大きさは、日本工業規格A列3番以内とする。ただし、やむを得ない場合は 日本工業規格A列2番でも可能とする。
- 3 確定の土地所有者が法人の場合は、前項第1号の印鑑登録証明書の他、代表者事項証明書を併せ て添付するものとする。
- 4 確定の土地の所有者が邦人で、外国に在住している場合は、次の各号に規定する証明書を添付するものとする。
 - (1) 住所についての証明として、在外公館の在留証明書所又は日本国の在外公館が存在しない地域にあっては、その地域を支配する権限ある官公署からの証明書。
 - (2) 印鑑等についての証明書として印鑑登録証明書が得られない場合は、本人の署名(及び捺印)に相違ない旨の在外公館の証明書。
- 5 確定地の土地所有者が外国人である場合で、日本国外に居住する外国人は、各国官公署の証明した居住及び署名証明(和訳文添付)を添付するものとする。
- 6 承諾書には、第9条第2項及び第3項に規定する土地所有者、利害関係人及びその他参考人等の 署名、捺印を要するものとする。
- 7 添付書類の他、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式等)で保存されている図面等の提出を同時 に求めることがある。

(境界確定申請書の取り下げ)

第15条 申請者は、境界確定申請を取り下げる場合は、様式第<mark>8 博長による申請取り下げに</mark> 関する書面に申請者全員の認印を押印のうえ提出するものとする。 2 市長は、申請者全員から前項に規定する書面の提出があったときは、申請者に境界確定申請書を 返却する。

(境界標等の埋設)

- 第16条 申請者は、境界確定の協議が整ったときは、確定地に境界プレートまたは境界杭を必要な 箇所に設置するものとする。
- 2 官民境界で確定した点に設置する境界プレートは、原則として、本市から確定地の土地所有者に 交付する。
- 3 境界プレートの交付は、次の各号の書類を添付のうえ、境界プレート交付申請(様式第6号)に より申請する。なお、申請者は、土地所有者または委任を受けた者とする。
 - (1) 位置図
 - (2) 現況平面図(官民確定線及び設置境界プレート個所を明示)

(境界確定協議書の交付)

- 第17条 市長は、申請者から提出された境界確定協議書を審査した結果、適正と認めたときは、境 界確定協議書に記名押印し、確定地の土地所有者保管分を申請者あて交付するものとする。その 際、境界プレート等埋設完了写真の提出を求めるものとする。
- 2 境界確定協議書を交付したときは、受領者から受領書(様式第7号)又は受領印を受理しなければならないものとする。

(確定協議書の保管)

第18条 境界確定協議書は、関係書類とともに永久に保存する。

(境界確定済証明)

- 第19条 申請者は、境界確定協議後に境界確定の証明を求めるときは、次の各号に書類が添付された境界確定協議済証明書交付申請書(様式第8号)を提出するものとする。
 - (1) 位置図
 - (2) 申請地の土地の全部事項証明書
 - (3) 法務局備付公図
 - (4) 分筆図(境界確定後に土地を分筆した場合)
 - (5) 再交付申請書の申請者の印鑑登録証明書
 - (6) その他市長が必要と認めた書類
- 2 申請地の土地所有者が法人の場合は、前項第5号の印鑑登録証明書の他、代表者事項証明書も併せて添付するものとする。
- 3 申請者からの求めがあれば、印鑑登録証明書、全部事項証明書及び代表者事項証明書は還付できるものとする。ただし、この場合は、申請者はそれぞれの書類の写しを提出するものとする。
- 4 申請者の資格は、第5条に規定する者とする。
- 5 市長は、第1項規定の申請書を受理したときは、確認のうえ次の各号に揚げる書類を添付した境 界確定協議済証明を申請者に交付するものとする。

- (1) 現況平面図の写し
- (2) 横断図面の写し
- (3) 測点図又は座標点リスト
- 6 証明書の交付手数料については、草津市手数料条例(昭和53年条例第4号)の規定による。

第3章 公図訂正事務

(公図訂正承諾申請)

第20条 境界確定の申請者は、公図が混乱している地域等で境界確定を行なうために、法務局へ公 図訂正の申出を行なう場合で、関係土地所有者として本市に公図訂正の承諾を求めるときは、境 界確定事務担当職員と事前に協議を行ったうえ、公図訂正承諾申請書(様式第9号)による申請 書を市長に提出するものとする。

(費用の負担)

第21条 公図訂正に関する費用は、全て申請者の負担とする。

(公図訂正承諾申請書の添付書類)

- 第22条 公図訂正承諾申請書に必要な添付書類は次のとおりとする。
 - (1) 承諾書
 - (2) 位置図
 - (3) 公図(訂正前の公図)
 - (4) 公図訂正案(訂正後の公図)
 - (5) 現況平面図
 - (6) 申請地の全部事項証明書
 - (7) 隣接土地所有者一覧表(様式第2号)
 - (8) 関係土地所有者の承諾書の写し
 - (9) 関係土地所有者の印鑑登録証明書の写し、関係土地所有者が法人の場合は印鑑登録証明書の写し及び代表者事項証明書の写し
 - (10) その他参考となる書類(地元古地図、分合筆経過図、用地調査所見等)

(承諾書の交付)

第23条 市長は、公図訂正承諾申請書の審査の結果、適正と認めたときは承諾書に記名押印し、申 請者へ交付するものとする。

(道路区域確認申請書)

- 第24条 道路区域確認の申請者は、道路区域確認申請書(様式第10号)を市長に提出するものとする。
- 2 申請書の提出部数は1部とする。

(事務の準用)

- 第25条 道路区域確認に関する事務等について、次の各号については、それぞれ第4条、第6条、 第7条、第8条、第9条、第11条、第14条、第15条、第17条、第18条の規定に準用す る。
 - (1) 費用の負担
 - (2) 道路区域確認申請書の添付書類
 - (3) 事前調査
 - (4) 立会等の通知
 - (5) 立会人の必要範囲
 - (6) 道路区域確認書の添付書類
 - (7) 道路区域確認申請の取り下げ
 - (8) 道路区域確認書の交付
 - (9) 道路区域確認書の保管

(申請者の範囲)

- 第26条 道路区域確認の申請者は、草津市道に隣接又は関係する土地所有者とする。ただし、第5 条第1項ただし書きに該当する場合は、それぞれの定めによるものとする。
- 2 公共事業施行のため道路区域の確認を必要とする場合は、前項の規定に関らず、施行主体の官公署が申請者となることができるものとする。

(不調事案)

- 第27条 申請者と道路区域の確認が得られなかった場合は、不調とする。
- 2 申請者とは道路区域の確認ができたが、第9条第2項に規定する立会者の承諾が得られなかった 場合は不調とする。ただし、申請地の隣の土地所有者から承諾が得られない場合で、申請地の隣 の土地との境界に接しない地点までの一部確認とする場合は、この限りではない。
- 3 現地立会1年以内に申請者から道路区域確認書の提出がない場合は不調とする。ただし、再立会 を行い道路区域が確認できた場合はこの限りでない。

(道路区域確認書の作成及び提出)

- 第28条 申請者は、市長と道路区域の確認が得られたときは、道路区域確認書(様式第11号)を 作成するものとする。
- 2 道路区域確認書の作成部数は草津市保管分として1部、道路区域の確認を行なった草津市道に隣接又は関係する土地(以下「確認地」という。)の土地所有者保管分の1部とする。ただし、確認地の土地所有者が複数の場合は、土地所有者保管分として土地所有者の人数分を作成できるものとする。
- 3 公共事業施行のため道路区域の確認が必要な場合は、前項の規定に関らず公共事業の施行主体の保管分として、道路区域確認書を1部追加して作成することができるものとする。
- 4 道路区域確認書への確認地の土地所有者の記名押印は、確認地の土地所有者全てが記名し実印を押印しなければならないものとする。ただし、確認地の土地所有者が第9条第1項各項に該当する場合は、それぞれに定める者全てが記名のうえ、実印を押印しなければならないものとする。
- 5 作成した道路区域確認書は、第14条第1項に揚げる書類を添付して、確認地の土地所有者が市

長に提出するものとする。